

答申第326号
令和4年5月26日

岐阜市長 柴橋 正直 様

岐阜市個人情報保護審議会
会長 濱口弘太郎



保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号。以下「条例」という。）第10条第3項の規定に基づき、令和4年5月17日付け岐阜市子支第133号で諮詢のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

記

1 事案の概要

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、国において、低所得のひとり親の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を目的として、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）（以下「給付金」という。）を支給することとされたため、本市は、給付金の支給の実施主体として児童扶養手当の受給世帯等に対し、給付金の支給を行う予定である。

については、申請書等の送付、支給等の事務を実施するため、条例第10条第2項第5号の規定により、子ども未来部子ども支援課（以下「子ども支援課」という。）が保有する児童扶養手当の受給世帯に関する情報及び福祉事務所福祉医療課（以下「福祉医療課」という。）が保有する福祉医療費助成（ひとり親家庭等）を受ける世帯に関する情報を利用目的以外の目的のため利用する。

2 利用目的以外の目的のために利用する保有個人情報

- (1) 子ども支援課が保有する児童扶養手当受給資格者台帳の情報のうち、児童扶養手当受給資格者の氏名、住所、郵便番号、電話番号、家族構成（児童扶養手当の対象の児童名を含む。）及び口座情報
※家族構成は、受給対象児童の有無の確認、受給資格者の変更（受給資格者が死亡した場合等）確認のため利用する。
- (2) 福祉医療課が保有する福祉医療費助成（ひとり親家庭等）の受給資格者台帳の情報のうち、公的年金給付等受給者の氏名、住所、郵便番号

3 意見

適当なものと認める。